

吹田市病児・病後児保育事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る受入れ基準

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年(2021年)8月23日から、受入れ基準を次のとおりとします。

番号	お子さまの状況	利用の可否
1	保健所または医師の判断により、同居家族がPCR検査を受けることになった	利用できません
2	本人が濃厚接触者に特定され、PCR検査が実施される	
3	本人が濃厚接触者に特定されずに、保健所の指示によりPCR検査が実施される	
4	本人に症状があつて、PCR検査を受けることになった	
5	本人が陽性者となった	
6	本人が通っている園・学校が休園・休校している	
7	新型コロナウイルス感染症ではない確定診断がある	利用できます
8	上気道炎症状(発熱、咳等の風邪症状)があり、確定診断がない	抗原検査を活用し、受入れを検討します

利用に当たって、保護者の方は「新型コロナウイルス感染症関連調査票」を記入し、医師連絡票とともに病児・病後児保育室に提出してください。

なお、病名・症状ごとの受入れ基準は次のとおりです。各施設によって対応が異なる場合がありますので、必ず事前に利用を希望する施設にお問い合わせください。

番号	病名・症状	判定	備考
1	感冒・感冒様症候群	不可	原因を特定していない場合
2	インフルエンザ	可	原因菌が明確な場合は受入れ可能
3	溶連菌感染症		
4	咽頭結膜炎(アデノウイルス)		
5	気管支炎		
6	肺炎	不可	原因及び原因菌が明確な場合は受入れ可能
7	喘息		
8	喘息様気管支炎		
9	扁桃腺炎		
10	クループ		
11	感染性胃腸炎		
12	結膜炎		
13	突発性発疹症		
14	細菌性腸炎	条件付きで可 (確定診断が出ていること)	細菌培養による原因菌の確定、迅速診断によるウイルスの確定ができている場合は受入れは可能
15	ウイルス性胃腸炎		
16	とびひ	可	
17	ヘルパンギーナ		
18	手足口病		
19	ムンプス		
20	水痘		
21	その他	条件付きで可 (確定診断が出ていること)	<病名不明の時>は受入れを行わない 各検体検査で診断を得られていれば、受入れ可能